

景観法における景観重要樹木指定 の特性と課題に関する研究



※奈良県橿原市 景観重要樹木

緑地計画学

小林 祐太

背景

平成17年に景観法が施行され、景観重要樹木は、現在33自治体で指定されているが、まだまだ普及している現状にない。

目的

現在指定されている景観重要樹木に関して、その指定状況や樹木特性を把握することで、樹木を指定していくうえでの課題を探る。

景観重要樹木とは？

- ・地域のランドスケープになる景観上重要な樹木を積極的に保全できる。
- ・指定基準は「樹容が景観上の特徴を有し、景観形成に重要である」、「公共から容易に望見できる」こと。

樹木自体の歴史・文化的価値を問うものでなく、誰もが見られることが重要。

出典：国土交通省 都市計画課

・調査対象及び調査方法

・景観重要樹木を指定している自治体

山形県米沢市	神奈川県横浜市	岐阜県可児市	島根県松江市
山形県大江町	神奈川県相模原市	静岡県浜松市	高知県梶原町
茨城県土浦市	神奈川県横須賀市	静岡県三島市	高知県津野町
埼玉県さいたま市	神奈川県平塚市	静岡県富士市	高知県四万十町
埼玉県戸田市	神奈川県茅ヶ崎市	三重県鈴鹿市	熊本県天草市
千葉県我孫子市	長野県佐久市	滋賀県彦根市	宮崎県宮崎市
東京都新宿区	長野県高山村	京都府長岡京市	鹿児島県鹿児島市
東京都板橋区	石川県金沢市	奈良県橿原市	鹿児島県薩摩川内市
東京都江戸川区			

・景観計画・景観条例・条例施行規則より景観重要樹木に関する条項、指定された樹木の特性をホームページで調査



・33自治体に対し、聞き取り調査
・回答のあった26自治体を調査対象と設定

第2章 景観重要樹木に関する規定

	指定要件・方針	手続		維持管理	
		指定	指定解除	規制	補助制度
山形県米沢市	●	●	●	●	
茨城県土浦市	●	●	●	●	
埼玉県さいたま市	●	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	●	
千葉県我孫子市	●	●		●	●
東京都板橋区	●	●	●	●	
東京都江戸川区	●	●	●	●	
神奈川県横浜市	●	●	●		
神奈川県相模原市	●	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●		
神奈川県平塚市	●	●	●	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	●	
長野県高山村	●	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	●	
静岡県富士市	●	●	●	●	
三重県鈴鹿市	●	●	●	●	
京都府長岡京市	●	●		●	
奈良県橿原市	●	●		●	●
島根県松江市	●	●	●	●	
高知県四万十町	●	●	●	●	
熊本県天草市	●	●		●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	●	●

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定要件、方針)

	指定要件・ 方針	景観形成 に寄与	樹容が特徴 を有す	望見性が 高い
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	●
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●	●	
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	●
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●	●	●
京都府長岡京市	●	●	●	●
奈良県橿原市	●	●	●	
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		

景観計画

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定要件、方針)

	指定要件 方針	景観形成 に寄与	内容が特徴 を有す	望見性が 高い
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	●
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●	●	
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	●
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●	●	●
京都府長岡京市	●	●	●	●
奈良県橿原市	●	●	●	
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		

26自治体

景観計画

第2章 景観重要樹木に関する指定要件、方針

	指定要件・ 方針	景観形 に寄	樹容の特徴 を有す	性が 高い
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	●
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●	●	
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	●
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●	●	●
京都府長岡京市	●	●	●	●
奈良県橿原市	●	●	●	
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		

樹容の特徴
を有す

21自治体

景観計画

第2章 景観重要樹木に関する規定(施行要綱) (方針)

	指定要件・ 方針	景観形成 に寄与	樹容が特 を有す	望見性が 高い
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	●
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●	●	
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	●
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●	●	●
京都府長岡京市	●	●	●	●
奈良県橿原市	●	●	●	
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		

景観計画

18自治体

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定要件、方針)

	指定要件・方針	景観形成に寄与	樹容が特徴を有す	望見性が高い
山形県米沢市	●	樹齢50年以上のもの		
茨城県土浦市	●			
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	樹高、枝張り、幹回りがそれぞれ8m、8m、1m以上のもの		
千葉県我孫子市	●			
東京都板橋区	●			
東京都江戸川区	●			
神奈川県横浜市	●	●	●	
神奈川県相模原市	●			
神奈川県横須賀市	●			
神奈川県平塚市	●			
神奈川県茅ヶ崎市	●			
長野県佐久市	●	●	●	●
長野県高山村	●	●	●	
岐阜県可児市	●	●	●	
静岡県浜松市	●	●	●	
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●		
三重県鈴鹿市	●	●	●	●
京都府長岡京市	●	●	●	●
奈良県橿原市	●	●	●	
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		

景観計画

定量的な要件を挙げる自治体もあった

法令の指定要件のうち自治体ごとに特に重視する点を挙げている。

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定、指定解除の手続き)

	手続		維持管理	
	指定	指定解除	規制	補助制度
山形県米沢市	●	●	●	
茨城県土浦市	●	●	●	
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	
千葉県我孫子市	●		●	●
東京都板橋区	●	●	●	
東京都江戸川区	●	●	●	
神奈川県横浜市	●	●		
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●		
神奈川県平塚市	●	●	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●	●	
三重県鈴鹿市	●	●	●	
京都府長岡京市	●		●	
奈良県橿原市	●		●	●
島根県松江市	●	●	●	
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●		●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	●

条例・規則

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定、指定解除の手続き)

	手	指定の際の 合意形成	審議会の意見 を聞く	効制度
	指定			
山形県米沢市	●	●	●	
茨城県土浦市	●	●	●	
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	
東京都江戸川区	●	●	●	
神奈川県横浜市	●	●		
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	●
長野県佐久市	●	●	●	
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●	●	
三重県鈴鹿市	●	●	●	
京都府長岡京市	●	●		
奈良県橿原市	●	●	●	●
島根県松江市	●	●	●	
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●		●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	●

条例・規則

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定、指定解除の手続き)

	指定の際の合意形成			
	指定		議会 の意見 を聞く	制度
山形県米沢市	●	●	●	
茨城県土浦市	●	●	●	
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	
東京都江戸川区	●	●	●	
神奈川県横浜市	●	●		
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●		
神奈川県茅ヶ崎市	●	●		●
長野県佐久市	●	●	●	
長野県高山村	●	●	●	
岐阜県可児市	●	●		
静岡県浜松市	●	●		
静岡県三島市	●	●		
静岡県富士市	●	●		
三重県鈴鹿市	●	●	●	
京都府長岡京市	●	●		
奈良県橿原市	●	●		
島根県松江市	●	●		
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●		●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	●

指定の際の
合意形成

議会
の意見
を聞く

制度

26自治体

内容は自治体ごとに様々。
書面にて合意形成する
ケースが多い。

市民に対し、勉強会を
催し合意形成

奈良県橿原市

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定、指定解除の手続き)

	手	指定の	審議会の意見を聞く	度
	指定	合意形		
山形県米沢市	●	●	●	
茨城県土浦市	●	●	●	
埼玉県さいたま市	●	●	●	●
埼玉県戸田市	●	●	●	
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●	●	●	
東京都江戸川区	●	●	●	
神奈川県横浜市	●	●		
神奈川県相模原市	●	●	●	
神奈川県横須賀市	●	●	●	
神奈川県平塚市	●	●	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	
長野県佐久市	●	●	●	
長野県高山村	●	●	●	●
岐阜県可児市	●	●	●	●
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●	●	●	
静岡県富士市	●	●	●	
三重県鈴鹿市	●	●	●	
京都府長岡京市	●	●		
奈良県橿原市	●	●	●	●
島根県松江市	●	●	●	
高知県四万十町	●	●	●	
熊本県天草市	●	●		●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	●

23自治体

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定、指定解除の手続き)

	手続		解除の際の 合意形成	審議会の意見を聞く
	指定	指定解除		
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●		●
埼玉県戸田市	●	●		●
千葉県我孫子市	●			
東京都板橋区	●	●		●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●		●
神奈川県相模原市	●	●	●	●
神奈川県横須賀市	●	●		●
神奈川県平塚市	●	●		●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●		●
長野県佐久市	●	●		●
長野県高山村	●	●		●
岐阜県可児市	●	●		●
静岡県浜松市	●	●		●
静岡県三島市	●	●		●
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●		●
京都府長岡京市	●			
奈良県橿原市	●			
島根県松江市	●	●		●
高知県四万十町	●	●	●	●
熊本県天草市	●			
鹿児島県鹿児島市	●	●		●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		●

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定・指定解除の解除の手続き)

	手続		解除の際の 合意形成	議会の意見を聞く
	指定	指定解除		
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●		●
埼玉県戸田市	●	●		●
千葉県我孫子市	●	●		
東京都板橋区	●	●		●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●		●
神奈川県相模原市	●	●	●	●
神奈川県横須賀市	●	●		●
神奈川県平塚市	●	●		●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●		●
長野県佐久市	●	●		●
長野県高山村	●	●		●
岐阜県可児市	●	●		●
静岡県浜松市	●	●		●
静岡県三島市	●	●		●
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●		●
京都府長岡京市	●			
奈良県橿原市	●			
島根県松江市	●	●		●
高知県四万十町	●	●	●	●
熊本県天草市	●			
鹿児島県鹿児島市	●	●		●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		●

解除の際の
合意形成

3自治体

第2章 景観重要樹木に関する規定(指定・指定解除の手続き)

審議会の意見を聞く

	手	指定の際の	解除の際の	審議会の意見を聞く
	指定	合意形成	合意形成	
山形県米沢市	●	●		●
茨城県土浦市	●	●		●
埼玉県さいたま市	●	●		●
埼玉県戸田市	●	●		●
千葉県我孫子市	●	●		
東京都板橋区	●	●		●
東京都江戸川区	●	●	●	●
神奈川県横浜市	●	●		●
神奈川県相模原市	●	●	●	●
神奈川県横須賀市	●	●		●
神奈川県平塚市	●	●		●
神奈川県茅ヶ崎市	●	●		●
長野県佐久市	●	●		●
長野県高山村	●	●		●
岐阜県可児市	●	●		●
静岡県浜松市	●	●		●
静岡県三島市	●	●		●
静岡県富士市	●	●		●
三重県鈴鹿市	●	●		●
京都府長岡京市	●	●		
奈良県橿原市	●	●		
島根県松江市	●	●		●
高知県四万十町	●	●	●	●
熊本県天草市	●	●		
鹿児島県鹿児島市	●	●		●
鹿児島県薩摩川内市	●	●		●

22自治体

第2章 景観重要樹木に関する規定(管理に関わる規制、補助制度)

	維持管理	
	規制	補助制度
山形県米沢市	●	
茨城県土浦市	●	
埼玉県さいたま市	●	●
埼玉県戸田市	●	
千葉県我孫子市	●	●
東京都板橋区	●	
東京都江戸川区	●	
神奈川県横浜市		
神奈川県相模原市	●	
神奈川県横須賀市		
神奈川県平塚市	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●	●
長野県佐久市	●	
長野県高山村	●	●
岐阜県可児市	●	●
静岡県浜松市	●	●
静岡県三島市	●	
静岡県富士市	●	
三重県鈴鹿市	●	
京都府長岡京市	●	
奈良県橿原市	●	●
島根県松江市	●	
高知県四万十町	●	
熊本県天草市	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●	●

条例・規則

第2章 景観重要樹木に関する規定(管理に関わる規制、補助制度)

	維持	管理基準	その他
	規制		
山形県米沢市	●		●
茨城県土浦市	●	●	●
埼玉県さいたま市	●	●	
埼玉県戸田市	●	●	
千葉県我孫子市	●		●
東京都板橋区	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●
神奈川県横浜市			
神奈川県相模原市	●		●
神奈川県横須賀市			
神奈川県平塚市	●	●	●
神奈川県茅ヶ崎市	●		●
長野県佐久市	●	●	●
長野県高山村	●		●
岐阜県可児市	●	●	
静岡県浜松市	●	●	●
静岡県三島市	●		●
静岡県富士市	●		
三重県鈴鹿市	●		●
京都府長岡京市	●	●	
奈良県橿原市	●		
島根県松江市	●	●	●
高知県四万十町	●	●	●
熊本県天草市	●	●	
鹿児島県鹿児島市	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●		

第2章 景観重要樹木に関する規定(管理に関わる規制、補助制度)

	管理基準		
	規制		その他
山形県米沢市	●		●
茨城県土浦市	●	●	●
埼玉県さいたま市	●	●	
埼玉県戸田市	●	●	
千葉県我孫子市	●		●
東京都板橋区	●	●	●
東京都江戸川区	●	●	●
神奈川県横浜市			
神奈川県相模原市	●		●
神奈川県横須賀市			
神奈川県平塚市	●	●	
神奈川県茅ヶ崎市	●		●
長野県佐久市	●	●	●
長野県高山村	●		●
岐阜県可児市	●	●	
静岡県浜松市	●	●	●
静岡県三島市	●		●
静岡県富士市	●		
三重県鈴鹿市	●		●
京都府長岡京市	●	●	
奈良県橿原市	●		
島根県松江市	●	●	●
高知県四万十町	●	●	●
熊本県天草市	●	●	
鹿児島県鹿児島市	●	●	●
鹿児島県薩摩川内市	●		

14自治体

・管理の基準

美観維持のための剪定

減失・枯死を防ぐ点検

病虫害の駆除・予防

第2章 景観重要樹木に関する規定(管理に関わる規制、補助制度)

	維持管理		金銭的補助	技術的補助
	規制	補助制度		
山形県米沢市	●			
茨城県土浦市	●			
埼玉県さいたま市	●	●	●	
埼玉県戸田市	●			
千葉県我孫子市	●	●	●	●
東京都板橋区	●			
東京都江戸川区	●			
神奈川県横浜市				
神奈川県相模原市	●			
神奈川県横須賀市				
神奈川県平塚市	●			
神奈川県茅ヶ崎市	●	●	●	
長野県佐久市	●			
長野県高山村	●	●	●	
岐阜県可児市	●	●	●	
静岡県浜松市	●	●	●	●
静岡県三島市	●			
静岡県富士市	●			
三重県鈴鹿市	●			
京都府長岡京市	●			
奈良県橿原市	●	●		●
島根県松江市	●			
高知県四万十町	●			
熊本県天草市	●	●	●	●
鹿児島県鹿児島市	●	●	●	
鹿児島県薩摩川内市	●	●	●	

金銭的補助

管理費用の一部を助成

技術的補助

管理業務を市が行う

10自治体

第3章 景観重要樹木の特性把握

・形態の分類

単木		群生		並木	
自治体数	本数	自治体数	ヶ所数	自治体数	ヶ所数
19	59	4	13	8	8



さいたま市
景観重要樹木



薩摩川内市
景観重要樹木



三島市
景観重要樹木

第3章 景観重要樹木の特性把握

・解析方法

		単木	群生	並木
樹木特性	樹種	●	●	●
	樹高	●		
	枝張り	●		
	胸高幹回り	●		
	樹齡	●		
	特徴	●		
樹木の位置する 土地利用		●	●	●

※表の●が本研究の解析対象

第3章 景観重要樹木の特性把握

・樹種

計20種

多様な樹種が指定されている。

	単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
	本数[本]	割合[%]		
ケヤキ	9	15.3	1	0
イチョウ	7	11.9	4	3
クスノキ	7	11.9	1	0
シダレザクラ	6	10.2	0	0
スギ	5	8.5	0	1
タブノキ	4	6.8	0	0
アコウ	3	5.1	1	0
スタジイ	3	5.1	0	0
アカマツ	2	3.4	0	0
エノキ	2	3.4	0	0
クロマツ	2	3.4	0	0
エドヒガン	1	1.7	0	0
センダン	1	1.7	0	0
ソメイヨシノ	1	1.7	5	2
ツガ	1	1.7	0	0
ナギ	1	1.7	0	0
ハナモモ	1	1.7	0	0
フェニックス	1	1.7	0	0
サクラ	1	1.7	0	0
マツ	1	1.7	0	0
サンゴジュ	0	0.0	1	0
キリシマツツジ	0	0.0		
メタセコイア	0	0.0		
計	59	100.0		



・鹿児島市
景観重要樹木



・横須賀市
景観重要樹木

地域の気候に根差した樹木も指定されている。

第3章 景観重要樹木の特性把握

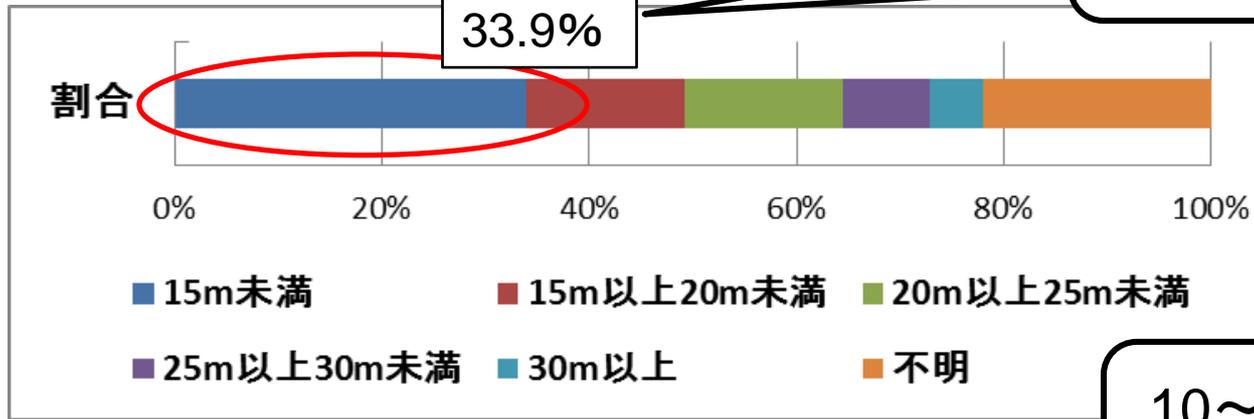
・樹種

	単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
	本数[本]	割合[%]		
ケヤキ	9	15.3	1	0
イチョウ	7	11.9	4	3
クスノキ	7	11.9	1	0
シダレザクラ	6	10.2	0	0
スギ	5	8.5	0	1
タブノキ	4	6.8	0	0
アコウ	3	5.1	1	0
スタジイ	3	5.1	0	0
アカマツ	2	3.4	0	0
エノキ	2	3.4	0	0
クロマツ	2	3.4	0	0
エドヒガン	1	1.7	0	0
センダン	1	1.7	0	0
ソメイヨシノ	1	1.7	5	2
ツガ	1	1.7	0	0
ナギ	1	1.7	0	0
ハナモモ	1	1.7	0	0
フェニックス	1	1.7	0	0
サクラ	1	1.7	0	0
マツ	1	1.7	0	0
サンゴジュ	0	0.0	1	0
キリシマツツジ	0	0.0	0	1
メタセコイア	0	0.0	0	1
計	59	100.0	13	8

第3章 景観重要樹木の特性把握

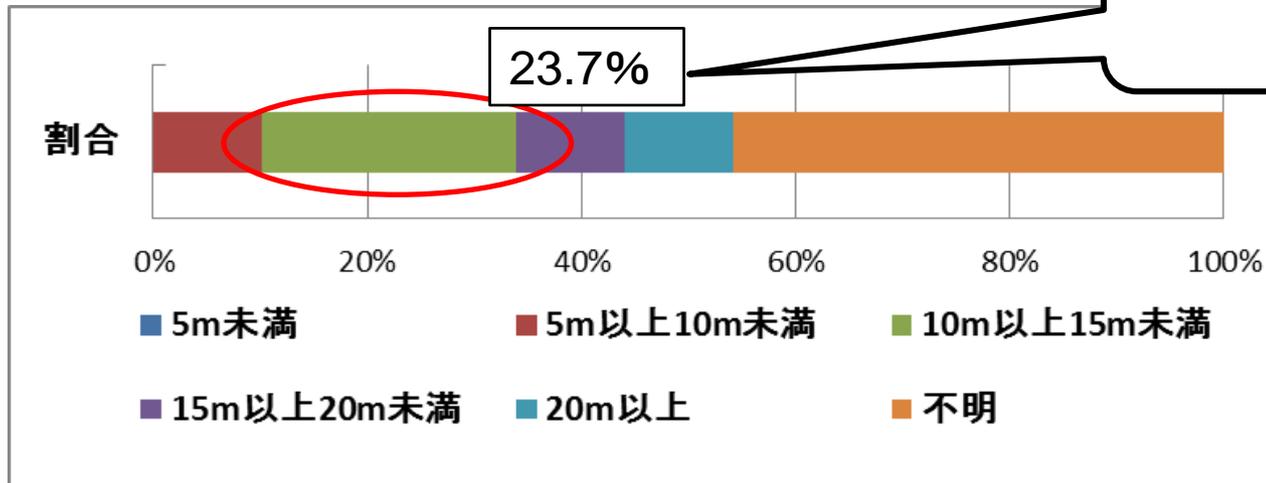
・樹高、枝張り、胸高幹回り、樹齡

樹高



15m未満のものが
多い

枝張り



10~15mのものが
多い

第3章 景観重要樹木の特性把握

- ・樹高、枝張り、胸高幹回り、樹齢

3~6mのものが多い

30.5%

割合

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 3m未満 ■ 3m以上6m未満 ■ 6m以上 ■ 不明

胸高幹回り

樹齢を重ねた巨樹や古木が多い傾向にある。

200~500年、500年以上のものが多い

22.0%

16.9%

割合

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 50年未満 ■ 50年以上100年未満
■ 100年以上200年未満 ■ 200年以上500年未満
■ 500年以上 ■ 不明

樹齢

第3章 景観重要樹木の特性把握

・特徴

		単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
		本数[本]	割合[%]		
形態的特徴	樹容が優れている	25	42.4	1	2
	存在感がある	24	40.7	2	1
	季節感がある	5	8.5	0	3
社会的特徴	歴史性を感じる	26	44.1	5	3
	地域景観の核になっている	41	69.5	11	6
	市民との関わりが深い	33	55.9	11	4
	他の指定を受けている	10	16.9	0	2
その他		0	0.0	0	1
母数		59	100.0	13	8

第3章 景観重要樹木の特性把握

・特徴

		単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
		本数[本]	割合[%]		
形態的特徴	樹容が優れている	25	42.4	1	2
	存在感がある	24	40.7	2	1
	季節感がある	5	8.5	0	3
社会的特徴	歴史性を感じる	26	44.1	5	3
	地域景観の核になっている	41	69.5	11	6
	市民との関わりが深い	33	55.9	11	4
	他の指定を受けている	10	16.9		
その他		0	0.0		
母数		59	100.0		

樹木が市民と深く関わり、地域景観の形成に重要な価値を持つ。

第3章 景観重要樹木の特性把握

・土地利用

		単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
		本数[本]	割合[%]		
公有地	道路	4	6.8	1	3
	公園	7	11.9	0	1
	文教施設	11	18.6	10	1
	その他公有地	1	1.7	1	0
	小計	23	39.0	12	5
私有地	社寺	16	27.1	0	2
	墓地	3	5.1	0	0
	その他私有地	15	25.4	0	1
	小計	34	57.6	0	3
その他(不明)		2	3.4	1	0
計		59	100.0	13	8

第3章 景観重要樹木の特性把握

・土地利用

		単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
		本数[本]	割合[%]		
公有地	道路	4	6.8	1	3
	公園	7	11.9	0	1
	文教施設	11	18.6	10	1
	その他公有地	1	1.7	1	0
	小計	23	39.0	12	5
私有地	社寺	16	27.1	0	2
	墓地	3	5.1	0	0
	その他私有地	15	25.4	0	0
	小計	34	57.6	0	0
その他(不明)		2	3.4	0	0
計		59	100.0	13	8

公私の分け隔てなく、多様な土地利用で指定されている。

第3章 景観重要樹木の特性把握

・土地利用

		単木		群生[ヶ所]	並木[ヶ所]
		本数[本]	割合[%]		
公有地	道路	4	6.8	1	3
	公園	7	11.9	0	1
	文教施設	11	18.6	10	1
	その他公有地	1	1.7	1	0
	小計	23	39.0	12	5
私有地	社寺	16	27.1	0	2
	墓地	3	5.1	0	0
	その他私有地	15	25.4	0	1
	小計	34	57.6	0	3
その他(不明)		2	3.4	1	0
計		59	100.0	13	8

まとめ

管理義務を規定しているにも係らず、補助制度を持たない自治体が多い。



檜原市、我孫子市のように、自治体による管理業務を行うということが求められる。

樹木が市民生活と深くかかわり、また地域景観の形成に重要な価値を持つ。



市民の意識啓発のための機会を設け、市民と協力して管理する必要がある。